

業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名
令和8年度広島県庁舎ほか6庁舎冷温水機排出ガス測定業務委託
- (2) 履行場所
広島県庁舎 北館 広島市中区基町10-52
東館 広島市中区基町9-42
呉庁舎 呉市西中央1丁目3-25
三次庁舎 三次市十日市東4丁目6-1
庄原庁舎 庄原市東本町1丁目4-1
東広島庁舎 東広島市西条昭和町13-10
福山庁舎 福山市三吉町1丁目1-1
尾道庁舎 尾道市古浜町26-12
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月26日
- (4) 業務仕様
広島県庁舎等において、冷温水発生機が排出するガスのばいじん濃度等を大気汚染防止法に基づき測定を行う。

2 一般事項

- (1) 適用
本特記仕様書は「令和8年度広島県庁舎ほか6庁舎冷温水機排出ガス測定業務委託」に適用する。
- (2) 用語の定義
本特記仕様書で用いる用語の定義は、次による。
 - ア 業務責任者
業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
 - イ 業務担当者
業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
 - ウ 発注者の承諾
受注者等が発注者に対し書面で申し出た事項について、発注者が書面をもって了解することをいう。
 - エ 発注者と協議
協議事項について、発注者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - オ 夏期
令和8年7月1日から令和8年8月31日までのことをいう。
 - カ 冬期
令和9年1月1日から令和9年2月28日までのことをいう。
- (3) 関係法令等の遵守
業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

3 業務関係図書

- (1) 業務責任者届
受注者は業務責任者を定め、業務責任者届に次の事項を記載または書類添付し、発注者に届け出なければならない。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
 - ア 業務名
 - イ 履行場所
 - ウ 履行期間
 - エ 業務責任者氏名
 - オ 業務責任者実務経歴
 - カ 受注者と業務責任者の雇用関係を証明する書類
- (2) 業務担当者届
業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、業務担当者届に次の事項を記載し、発注者に届け出なければならない。また、業務担当者を変更した場合も同様とする。
 - ア 業務名

- イ 履行場所
- ウ 履行期間
- エ 業務担当者氏名

(3) 業務計画書

業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受けなければならない。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の承諾を受けた場合には、この限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

5 業務条件

- (1) 業務実施時期は、夏期と冬期の年2回とする。
- (2) 業務実施日は、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの期間で発注者と協議し決定する。
- (3) 業務実施時間は、通常の機器運転時間内とし、測定のための運転時間変更は原則行わない。
- (4) やむを得ない事情により(1)から(3)までの変更を必要とする場合は、あらかじめ発注者の承諾を受ける。
- (5) 対象機器の故障や工事等の影響により、測定箇所又は測定回数の変更を要する場合、発注者と協議の上業務委託費の変更等を行う。

6 業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

7 業務内容

(1) 測定項目

煙道排ガス中の次の項目について測定する。

- ア 排ガス量（乾き） 単位：m³N/h
- イ 酸素濃度 単位：%
- ウ 水分 単位：%
- エ 窒素酸化物（NO_x） 単位：ppm
- オ ばいじん 単位：g/m³N

(2) 測定方法

大気汚染防止法施行規則第15条による。

(3) 測定箇所及び測定時期

別紙による。

8 業務等の報告

業務責任者は、業務実施時期毎に測定した結果を、次の様式に記載したものと業務名、測定実施日、測定箇所、受注者名が確認できる業務写真を併せて業務報告書とし、測定箇所毎に1部、全測定箇所をまとめたものを1部作成し、発注者に提出する。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、(1)を省略できる。

(1) 大気汚染防止法施行規則様式第7（第15条関係）

- (2) 測定年月日、本特記仕様書で定めた測定項目の平均値及び最高値、測定方法、測定箇所を記載した受注者の独自様式

9 その他

- (1) 排出ガス測定業務に支障をきたす恐れがある工事は下記のとおりである。適宜発注者より情報の聞取りを行うこと。なお、下記の工事により測定数量に変更が生じた場合は契約変更に応じること。

「広島県東広島庁舎空気調和設備改修工事」、「広島県庁舎東館吸収冷温水機1号機分解整備工事」、「広島県尾道庁舎空気調和設備改修工事」

測定箇所、種別、燃料及び測定時期

別紙

No.	測定箇所	種別	燃料	排ガス量(乾き)、酸素濃度、水分、窒素酸化物(NOx)		ばいじん		伝熱面積 (㎡)	燃料消費量
				夏期	冬期	夏期	冬期		
1	県庁舎(北館1)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	50.6	冷房: 162Nm ³ /h 暖房: 191Nm ³ /h
2	県庁舎(北館2)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	50.6	冷房: 162Nm ³ /h 暖房: 191Nm ³ /h
3	県庁舎(北館3)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	38.9	冷房: 90.2Nm ³ /h 暖房: 114Nm ³ /h
4	県庁舎(北館4)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	38.9	冷房: 90.2Nm ³ /h 暖房: 114Nm ³ /h
5	県庁舎(東館1)	冷温水機	都市ガス		○		○	11.6	冷房: 35.5Nm ³ /h 暖房: 33.5Nm ³ /h
6	県庁舎(東館2)	冷温水機	都市ガス		○		○	11.1	冷房: 36.0Nm ³ /h 暖房: 38.9Nm ³ /h
7	県庁舎(東館3)	冷温水機	都市ガス		○		○	11.6	冷房: 35.5Nm ³ /h 暖房: 33.5Nm ³ /h
8	呉庁舎(No.1)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	12.4	冷房: 113.4Nm ³ /h 暖房: 110.1Nm ³ /h
9	呉庁舎(No.2)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	12.4	冷房: 113.4Nm ³ /h 暖房: 110.1Nm ³ /h
10	呉庁舎(No.3)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	12.4	冷房: 113.4Nm ³ /h 暖房: 110.1Nm ³ /h
11	三次庁舎(No.1)	冷温水機	A重油		○		○	13.4	44.2% _h
12	三次庁舎(No.2)	冷温水機	A重油		○		○	13.4	44.2% _h
13	庄原庁舎(No.1)	冷温水機	A重油	○	○	○	○	3.6 煙突600φ	55.6% _h
14	庄原庁舎(No.2)	冷温水機	A重油	○	○	○	○	3.6	55.6% _h
15	東広島庁舎	冷温水機	A重油	○	○	○	○	26.3	59% _h
16	福山庁舎(No.1)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	10.8	冷房: 116.4Nm ³ /h 暖房: 123.5Nm ³ /h
17	福山庁舎(No.2)	冷温水機	都市ガス	○	○		○	10.8	冷房: 116.4Nm ³ /h 暖房: 123.5Nm ³ /h
18	尾道庁舎	冷温水機	都市ガス	○	○		○	18.6 煙突376φ	143Nm ³ /h
小計				13	18	3	18	全測定検体数: 31	
合計				31		21		(ばいじん+NOx: 21 NOx: 10)	